

税の申告その前に

～申告の日程とよくあるお問い合わせについて～

市では、2月13日(水)から3月15日(金)まで『平成25年度市民税・県民税申告』と『平成24年分所得税の確定申告』(還付申告などの簡易な申告のみ)の申告相談を行います。

日程表(下表)と、よくあるお問い合わせについてお知らせします。申告が必要な人は、期限内の申告をお願いします。

★課税課 ☎1123

相談日にご注意ください

2月13日(水)から19日(火)までは、児玉総合支所会場での申告相談となります。

市役所会場での申告相談は2月20日(水)からとなりますので、日程表をご確認のうえ、会場を間違えないようにお越しください。

所得税の還付を受ける人へ

所得税の還付を受けるための申告書は、1月4日(金)から本庄税務署に提出又はe-Taxを利用して提出することができます。申告期間中は会場が非常に混み合いますので、還付申告をする人は早めの申告をお勧めします。

よくあるお問い合わせ

税理士による無料税務相談(左ページ)もご利用ください。

Q 収入や所得がなくても申告は必要ですか？

A 収入や所得がなくても次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税申告をお願いします。

- ・ 16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ・ 介護保険加入者
- ・ 後期高齢者医療保険加入者
- ・ 市営・県営住宅入居者
- ・ 所得・課税証明書が必要な人



●申告日程表 (受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時)

月	日	曜日	地 区	会場
2月	13	水	第一金屋、第二金屋、第三金屋、長沖	総合支所大会議室
	14	木	宮内、飯倉、田端、保木野、塩谷、高柳	
	15	金	秋山、風洞、西小平、東小平	
	16	土	市内全域 (市民税・県民税申告優先)	
	18	月	長浜町、鍛冶町、上町、下町	
	19	火	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	20	水	前原、南、緑、栗崎	
	21	木	東台、住居表示外(照若町・本町・台町・諏訪町)	
	22	金	日の出	
	25	月	五十子、朝日町、東富田、今井	
	26	火	四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
	27	水	寿、けや木	
28	木	傍示堂、鶴森、堀田、滝瀬、宮戸、小和瀬	市役所6階大会議室	
3月	1	金		牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手
	3	日		市内全域 (市民税・県民税申告優先)
	4	月		沼和田、山王堂、杉山、新井、三友、都島、万年寺
	5	火		千代田、見福
	6	水		中央、本庄
	7	木		若泉、銀座
	8	金		駅南、共栄、吉田林、上真下、下真下、児玉町共栄、高関
	11	月		栄、柏
	12	火		小島
	13	水		西富田、蛭川、下浅見、入浅見
	14	木		小島南、下野堂
	15	金	市内全域 (市民税・県民税申告優先)	

Q 申告では、どのような書類が必要ですか？

A 次の書類等を用意してください。
① 印鑑

② 源泉徴収票等の収入の証明となるもの（事業所得者は収支内訳書等、利子や配当がある人は支払調書）

③ 雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金の控除を受ける人は、領収書又は証明書等

※国民年金保険料を控除にとる人は、日本年金機構から送付されている「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付等が必要です。

④ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など

Q 確定申告をして、所得税が非課税になりましたが、市民税・県民税は課税されました。なぜですか？

A 所得税と市民税・県民税では、控除の金額や課税の計算方法が異なるため、同じ所得金額でも、所得税は非課税で、市民税・県民税は課税になる場合があります。このため、確定申告をする際には、社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、扶養

控除などを忘れずに申告してください。

Q 営業収入等の収支内訳書は市で作成してもらえますか？

A 作成はしません。営業収入、農業収入、不動産収入等のある人は、申告の前に収支内訳書を作成してください。収支内訳書が作成されていないと、申告を受け付けることができませんので、ご注意ください。

Q 医療費控除を受けたいのですが、必要な書類は何ですか？市で作成してもらえますか？

A 支払った医療費の領収書と「医療費の明細書」が必要です。事前に診療を受けた人ごと・医療機関ごとの明細書を作成してください。収支内訳書と同様に、市では計算や明細書の作成は行いません。なお、健康保険、生命保険の制度等からの補填金分は、医療費から差し引かれます。

※「医療費の明細書」は、税務署、課税課（市役所1階）、市民福祉課（総合支所1階）の窓口で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

税理士による無料税務相談をご利用ください

下記の税理士事務所では、申告相談及び申告書の作成を無料で行います。

相談を希望する人は、各税理士事務所に電話連絡のうえ、相談日時及び必要書類等を確認してからご利用ください。

対象 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする人、年金受給者で確定申告が必要な人

無料税務相談（相談時間：午前9時30分～午後4時）

日程	税理士名	電話	事務所所在地	日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(金)	永沼 和男	②6745	見福	2月8日(金)	小暮眞一郎	③2141	上里町
	根岸 孝明	①9269	栗崎		多賀谷 実	①7871	見福
	山田 米雄	③6361	上里町		三沢 俊之	①2800	朝日町
2月2日(土)	池田 敦司	⑦7901	西富田	2月9日(土)	藤井 桂一	①3625	見福
	岩堀 薫	②1678	朝日町		松本 純一	③0315	上里町
	根岸 精一	①2235	五十子		三澤 力男	⑤7988	朝日町
	松本 和弘	③0315	上里町		山下 政信	②1317	児玉町吉田林
2月4日(月)	櫻場 秀夫	①3438	前原	2月12日(火)	石田九洲男	①6857	本庄
	野沢 一雄	④2696	上里町		田中 圭二	②3733	栗崎
	真々田 豊	⑦4529	東台		西尾 裕之	③6672	上里町
2月5日(火)	坂本未知夫	②3179	けや木	2月13日(水)	青木 貴子	②3491	南
	高柳 信夫	②7978	四季の里		松本 健	④5614	本庄
	目時 悟	③8859	上里町		宮田 昌代	③2764	上里町
2月6日(水)	菅沼 年男	⑦1031	児玉町下浅見	2月14日(木)	柴崎 厚	②0606	栄
	角谷 高之	②5370	駅南		塚本 雅俊	⑦4910	上里町
	田村加代子	③8859	上里町		松本 悦子	④1965	若泉
2月7日(木)	岩堀 忠雄	①1678	朝日町	2月15日(金)	浅見 秀子	④0679	西富田
	木村 睦子	②1120	けや木		黒澤 祥一	③1414	上里町
	塚本 富雄	⑦0684	美里町		須永 秀和	②4867	前原

*お問い合わせは、関東信越税理士会本庄本部（☎②6254）へ